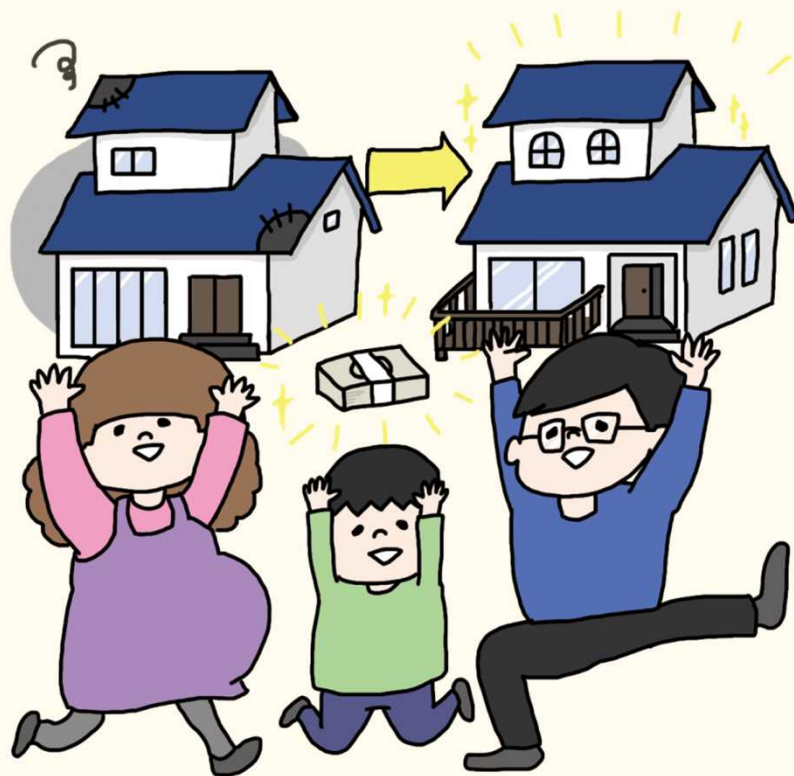




空き家をリフォームするなら  
**令和4年度**  
**兵庫県空き家活用支援事業**



募集期間: 令和4年4月18日~12月28日

兵庫県

## ● 補助対象

対象地域	兵庫県のうち、次の地域を除く地域 ・神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市※1 ・市街化区域※2
対象となる 空き家	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、①～⑤全てに該当するもの ① 築20年以上経過していること ② 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上更新されていないこと ③ 空き家期間が6箇月以上経過していること ④ 耐震性能があること(改修工事に合わせて耐震改修する場合も可) ⑤ 土砂災害特別警戒区域等に位置していないこと
対象者	空き家を活用するために改修する者
対象経費	・空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費 ・事務機器取得費(地域交流拠点型でコワーキングスペースを設ける場合のみ)

※1 姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域は対象となります。

※2 合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域は対象となります。

## ● 補助金の額 《1 住宅型》

区分	補助対象 事業費	補助金額(タイプ別)		
		一般	若年・子育て世帯 UJターン世帯	学生シェアハウス
一戸建て住宅	100万円未満	対象外	対象外	対象外
	100万円以上150万円未満	40万円	60万円	60万円
	150万円以上200万円未満	60万円	85万円	85万円
	200万円以上250万円未満	75万円	110万円	110万円
	250万円以上300万円未満	90万円	135万円	135万円
	300万円以上350万円未満	100万円	150万円	160万円
	350万円以上400万円未満			185万円
400万円以上	200万円			
共同住宅	100万円未満	対象外	対象外	対象外
	100万円以上150万円未満	40万円	60万円	60万円
	150万円以上200万円未満	60万円	85万円	85万円
	200万円以上250万円未満	65万円	100万円	110万円
	250万円以上300万円未満			135万円
	300万円以上			150万円

※1 一般:誰でも申請可能。

※2 若年世帯:夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯 子育て世帯:高校卒業までの子がいる世帯

※3 UJターン世帯:申請日時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯

※4 学生シェアハウス:2人以上の学生が居住できるよう専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅として活用する場合

## 《2 事業所型》

区 分	補助対象事業費	補助金額(タイプ別)	
		一般	UJIターン
一戸建て住宅	150万円未満	対象外	対象外
	150万円以上 200万円未満	60万円	85万円
	200万円以上250万円未満	75万円	110万円
	250万円以上 300万円未満	90万円	135万円
	300万円以上350万円未満	110万円	160万円
	350万円以上400万円未満	125万円	185万円
	400万円以上450万円未満	140万円	210万円
	450万円以上	150万円	225万円
共同住宅	150万円未満	対象外	対象外
	150万円以上200万円未満	60万円	85万円
	200万円以上250万円未満	75万円	110万円
	250万円以上300万円未満	90万円	135万円
	300万円以上350万円未満	110万円	160万円
	350万円以上	115万円	175万円

※1 一般：誰でも申請可能

※2 UJIターン：県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所（県内1つ目の事業所）として活用する場合

## 《3 地域交流拠点型※1》

区 分	補助対象事業費※1	補助金額
一戸建て住宅	100万円未満	対象外
	100万円以上 200万円未満	75万円
	200万円以上 400万円未満	150万円
	400万円以上 600万円未満	250万円
	600万円以上 800万円未満	350万円
	800万円以上1,000万円未満	450万円
	1,000万円以上	500万円
共同住宅	100万円未満	対象外
	100万円以上 300万円未満	100万円
	300万円以上 500万円未満	200万円
	500万円以上 700万円未満	300万円
	700万円以上	350万円

※1 地域交流拠点とは、ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設が該当します。

※2 コワーキングスペースを設ける場合、事務機器取得費を100万円まで補助対象事業費に計上することが可能です。ただし、改修工事費が100万円以上の場合に限りません。

## ● 注意事項

詳細要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請種別により要件が異なりますので、詳細は県ホームページをご確認ください。 (<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html</a>)</li> <li>・本事業により改修を行った建物は、<b>事業(工事)完了後10年以上活用することが条件</b>となります。<b>事業完了後の1年目、4年目、7年目、10年目に県への状況報告を行う必要があります</b>のでご了承ください。</li> <li>・建築基準法、農地法、都市計画法等の許可が必要な場合があります。 <b>市街化調整区域においては、原則として都市計画法の許可が必要ですので、手続きが完了した後でなければ申請できません。</b></li> </ul>
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書類を応募期間内に、市町の担当窓口へ提出してください。</li> <li>・申請様式等は県のホームページからダウンロードをお願いします。</li> </ul>
手続関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の申請を行い、県から交付決定を受けた後に工事契約の締結及び工事着手してください(<b>事前着工された場合、補助金をお支払いできません。</b>)。</li> <li>・令和5年3月31日までに工事及び代金の支払いを完了し、完了実績報告書を完了から30日以内に提出してください。</li> </ul>
補助金支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金は、完了実績報告書の提出後に実施する検査に合格した後に交付(支払い)します。</li> </ul>

## 手続の流れ

